

国際会計基準審議会 御中

2008年12月5日

公開草案「1株当たり利益の簡素化（IAS第33号の改訂案）」に対するコメント

我々は、1株当たり利益プロジェクトにおける国際会計基準審議会 (IASB) の努力に敬意を表するとともに、公開草案「1株当たり利益の簡素化（IAS第33号の改訂案）」（以下、公開草案という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会 (ASBJ) 内に設けられた1株当たり利益 (EPS) 専門委員会のものである。

全般的事項

1. 我々は、現行のIAS第33号とSFAS第128号との間の差異のうち、短期的に解消可能なものについてコンバージェンスを行うという、当プロジェクトの検討について支持する。
2. しかしながら、現在検討されている負債と資本プロジェクトが2011年までに完了する予定とされており、このプロジェクトの結果がEPSの計算にも重要な変更をもたらす可能性があるため、これらと整合するように検討を進めることが望ましいと考える。

質問 1—強制的転換金融商品及び現金又はその他の対価を全く又はほとんど必要とせずに発行可能となる金融商品

公開草案の第18項及び第19項は、普通株式の加重平均株式数には、所有者に当期の損益に対する現在の取り分を与える（又は与えるとみなされる）普通株式のみを含めるべきであると提案している。現金又はその他の対価を全く又はほとんど必要とせずに発行可能となる普通株式又は強制的転換金融商品がこの条件を満たすことのない場合には、それらが基本的EPSに影響を及ぼすことはない。

- (a) 基本的EPSに関する普通株式の加重平均株式数には、所有者に期間の損益に対する現在の取り分を与える（又は与えるとみなされる）普通株式のみを含めるべきであるということに同意するか。同意する場合もしない場合もその理由を説明してください。
- (b) 公開草案は、この原則を強制的転換金融商品及び現金又はその他の対価を全く又はほと

んど必要とせず発行可能となる普通株式にも正確に適用しているか。適用している場合も適用していない場合にもその理由を説明してください。

3. 基本的 1 株当たり利益情報の目的は、報告期間における企業の業績に占める、親会社の各普通株式の持分の測定値を提供することである。このため、将来の行使、又は転換により普通株式の発行が確実な金融商品であっても、現時点で行使又は転換が可能でない場合は普通株式数に含めるべきではない。提案のとおり、所有者に当期の損益に対する現在の取り分を与える普通株式を含めることに同意するが、‘与えるとみなされる’ 場合については、現金又はその他の対価を全く又はほとんど必要とせず現在発行可能であることに加え、その発行が確実である普通株式に限るべきであると考えらる。
4. 我が国では、一定の転換型の株式について、基本的 EPS の算定上、転換仮定方式に準じて算定された株式を普通株式数に加えている。これには、普通株式より配当請求権が優先的ではなく、かつ、普通株式の配当請求権とは異なる内容の参加可能額を、あらかじめ定められた方法により算定できない株式も含まれる。このような株式については、現行の IAS 第 33 号及び公開草案において取扱いが明らかでないため、これを明確化すべきであると考えらる。

質問 2—企業の自己の株式を買い戻すために総額現物決済となる契約及び強制的償還普通株式

本公開草案の A31 項及び A32 項は、自己の株式を買い戻すために総額現物決済となる契約に関する普通株式を、企業がすでに当該株式を買い戻しているかのように扱うということを確認することを提案している。したがって、企業は当該株式を EPS 計算の分母から除外する。EPS を計算するにあたり、企業は契約の償還金額の現在価値に関する金融負債に配当を配分する。したがって、負債は参加型金融商品であり、A23 項から A28 項の指針をこの金融商品に適用する。しかし、そうした契約では、所有者は買い戻す株式について支払われた配当を企業に払い戻さなければならない場合がある。その場合には、負債は参加型金融商品ではなくなる。

IASB は、現金又はその他金融資産を対価として企業の自己の株式を買い戻すための契約に関する原則は、強制的償還普通株式にも適用すべきであると提案している。

自社の株式を買い戻すために総額現物決済となる契約及び強制的償還株式に関し提案されている取扱いに同意するか。同意する場合も同意しない場合もその理由を説明してください。

5. IAS 第 32 号では、自社の株式を買い戻すために総額現物決済となる契約について、そ

の償還額の現在価値に対する金融負債を生じさせる。この取扱いに整合させ、基本的 EPS 計算上も、当該契約の対象となる普通株式を分母から控除すること、及び当該金融商品に配当が配分される場合、参加型金融商品の定義を満たすため、2 種方式を適用することについては理解する。

6. また、強制的償還普通株式は、自社の株式を買い戻すために総額現物決済となる契約と同様の会計処理が行われるため、同様の EPS 計算の原則を適用することについて同意する。

質問 3—損益を通じて公正価値で測定される金融商品

損益を通じて公正価値で測定される金融商品（又は複合金融商品のデリバティブ部分）に関しては、第 26 項及び A28 項では、企業は、

(a) 当該金融商品の想定される行使又は転換に関し希薄化後 EPS を調整すべきではない、又は

(b) A23 項から A28 項の参加型金融商品及び 2 種類の普通株式に関する指針を適用すべきではない、

と提案している。

公正価値の変動は、損益を通じて公正価値で測定される金融商品が普通株主に及ぼす影響を十分に反映する、及び当該変動を損益で認識することで、EPS の計算のさらなる調整を行う必要がなくなるということに同意するか。同意する場合も同意しない場合もその理由を説明してください。

7. 公開草案で提案されている方法によれば、計算が簡素化されるが、金融商品が損益を通じて公正価値で測定されるか否かによって、希薄化後 EPS の計算上、整合的な調整がなされないこととなる。したがって、損益を通じて公正価値で測定する金融商品についても、そうでない金融商品と整合的に取り扱い、希薄化後 EPS を計算することが望ましいと考える。

質問 4ーオプション、ワラント及びその同等物

希薄化後 EPS の計算に関して、企業は損益を通じて公正価値で測定されない希薄化オプション、ワラント及びその同等物の行使を想定する。同様に、本公開草案の第 6 項は、損益を通じて公正価値で測定される場合は別として、企業は自社の株式を売却する先渡契約の決済を想定すべきであるということを明確にすることを提案している。さらに両審議会は、こうした潜在的普通株式の想定される行使又は決済から生じる普通株式は、期間の平均市場価格ではなく、期末時点の市場価格で発行されているとみなすべきであると提案している。

- (a) 希薄化後 EPS を計算するにあたり、企業はオプション、ワラント及びその同等物と同じ方法で自社の株式に関する先渡売却契約の決済を想定すべきであるということに同意するか。同意する場合も同意しない場合もその理由を説明してください。
- (b) オプション、ワラント及びその同等物の想定される行使により生じる普通株式は、期末時点の市場価格で発行されたとみなすべきであるということに同意するか。同意する場合も同意しない場合もその理由を説明してください。

8. 質問(a)に関しては、自社の株式を売却する先渡契約に関する取扱いを明確化し、オプション、ワラントと同様の原則を適用することに同意する。
9. 質問(b)に関しては、オプション、ワラント及びその同等物の想定される行使により生じる普通株式は、期中平均の市場価格ではなく、期末時点の市場価格で発行されたとみなすべきであるということに同意する。その理由は以下の通りである。
- ・EPS 計算が簡素化される。
 - ・期末株価を用いることは、SFAS 第 128 号の改訂案で提案されているように、行使により払い込まれると仮定される入金額に、損益を通じて公正価値で測定されないオプション等の負債の期末帳簿価額を含めることと整合する。
 - ・希薄化効果の有無をより新しい市場価格によって判断することができると思う。
10. しかし、BC23 項にある「期末時点の市場価格が使用されることで IAS 第 33 号の不整合も解消される」という理由については、自己株式方式による計算において、平均株価を使用する方が、期間の情報に基づく当該期間の 1 株当たり利益を測定するという希薄化後 EPS の目的とはより整合していると考えため適切ではなく、削除すべきであるとする。今回の改正は第 9 項に記載された理由を強調すべきである。

質問 5—参加型金融商品及び 2 種類の普通株式

A23 項は、負債に分類される参加型金融商品も含むように参加型金融商品の適用指針の範囲を拡大することを提案している。さらに審議会は、参加型金融商品及び 2 種類の普通株式に関する適用指針を改訂することを提案している。提案されている適用指針では、A26 項及び A27 項の参加型金融商品及び 2 種類の普通株式に関する適用指針が適用する、又は転換が想定される場合に転換金融商品はより大きな希薄化効果を伴うかどうかを判断するためのテストを導入する。企業は希薄化後 EPS に関してより大きな希薄化処理を想定することになる。さらに改訂後適用指針では、テストにより企業が希薄化転換金融商品の転換を想定しなければならない場合には、希薄化後 EPS は、当期の実際の配当を反映するものでなければならなくなる。対照的に、転換が期首時点で発生したとしたら、未払いとなる配当が希薄化後 EPS に盛り込まれないであろう。

参加型金融商品及び 2 種類の普通株式に関する適用指針の提案されている改訂に同意するか。同意する場合も同意しない場合もその理由を説明してください。

11. 事前に設定されている算式にしたがって、所有者が普通株式の配当に参加できる権利を有する場合には、負債に分類されるか、資本に分類されるかにかかわらず、統合的な処理が行われるべきである。このため、負債に分類されている参加型金融商品も含むように適用指針の範囲を拡大することに同意する。
12. また、参加型金融商品の希薄化後 EPS 計算にあたって、より大きな希薄化効果を算定するために、参加型金融商品の取扱いについて明確化を行うことについて同意する。

質問 6—開示規定

IASB は、すでに IAS 第 33 号で要求されている以上の開示を提案していない。

追加の開示は必要か。必要となる場合には、どのような追加開示が提供されるべきか、及びその理由は何か。

13. 公正価値の変動には希薄化以外の要素も含まれるため、損益を通じて公正価値で測定される金融商品に関する公開草案の取扱いでは、必ずしも希薄化効果が反映されていないという懸念がある（本コメントレター第 7 項参照）。このため、最終公表においても公開草案の取扱いが修正されず希薄化後 EPS の計算上調整を行わないのであれば、損益を通じて公正価値で報告されない場合には希薄化株式の数に算入されるであろう追加株式数、及び分子に調整すべき損益の額を開示することが望ましいと考える。

我々のコメントが当プロジェクトにおけるIASBの今後の審議に貢献することを希望する。

新井武広

1株当たり利益（EPS）専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 委員（常勤）